

**平成29年度公益財団法人日本台湾交流協会
日台産業協力架け橋プロジェクト 募集要項**

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「当協会」という。）では、平成29年度の日台産業協力架け橋プロジェクトの実施団体を、下記のとおり募集いたします。

記

1 本事業実施の背景

日台の産業協力を一層推進していくため、平成24年11月末に開催された日台貿易経済会議において、当協会（日本側窓口）大橋光夫会長と亜東関係協会（台湾側窓口）廖了以会長（当時）との間で「日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書」に署名がなされ、日台の当局や民間の協力の下、製造からサービス分野にわたる幅広い分野で、商談会（ビジネスマッチング）及びセミナー等を通じて産業協力を進めていくことが合意されました。平成25年度以降、この覚書に基づき、当協会は、日台双方協議の上、日本の中小企業や地方の企業を取りまとめる団体による台湾の団体及び企業とのビジネス交流等の具体的なプロジェクトの支援を行っています。

2 事業趣旨

（1）趣旨と目標

日台産業協力架け橋プロジェクトでは、特に中小企業及び地方のプロジェクトの協力関係強化に力点を置いています。

国内需要が減少する中、海外展開は我が国の中小企業にとっても課題となっています。単独で海外展開を行うことが難しい一方、競争力のある優れた製品・技術を持つ日本の中小企業にとって、大陸や東南アジア等の地域に流通ルートを持つ台湾企業と連携し市場を開拓していくことは、有効な戦略と考えられます。

そこで、当協会は、本事業を通じて、日本の中小企業や地方の企業及び団体と台湾の企業・団体とのビジネス交流計画を支援することで、日台双方の企業間の相互理解を促進し、自主的かつ活発なビジネス交流が行われる環境の構築を図るとともに、具体的なビジネス連携事例の創出を目指します。

（2）支援対象となる団体

本事業の支援対象となる実施団体は、5社以上の中小企業を含むグループです。具体的には、地方自治体、各地域の産業支援機関、業界団体及び商工団体等、中小企業を取りまとめている団体を想定しています。

（3）応募者及び当協会の役割（「事業イメージ」別紙①参照）

本事業の最終目的は民間同士の自立的連携の実現にあることから、実施団体が応募者となり、主体的にビジネス交流計画の策定、台湾側実施主体となる団体等との調整及びプロジェクトの実施を行っていただきます。

当協会は、共催者として経費の一部を支援するほか、事業を円滑に実施するため、情報及びノウハウの提供を行います。

そのほか、台湾とのビジネスに関する知識や現地事情について、本事業の台湾側カウンターパートである台日産業連携推進オフィス（TJPO）から情報提供や説明の場を設けることも可能ですので、希望される場合は当協会にご相談ください。

3 事業実施期間

平成29年4月から平成30年2月末日途の予定です。

4 応募者の条件

応募者は、主体として事業を実施する団体で、地方自治体、産業支援機関、業界団体、商工会議所及び商工会並びにそれらを融合したコンソーシアム等の国内組織であり、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 参加企業の取りまとめ等の事務局機能（台湾側実施主体とのコミュニケーション能力を含む）を有すること。
- (2) 地域における、産業構造、企業動向及び強みと弱みを把握していること。
- (3) 5社以上の日本側中小企業の参加を確保できること。

※ 中小企業の定義は、経済産業省のホームページを御確認ください（中小企業基本法第2条による。）。

<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01.html>

5 経費支援対象となる事業内容

当協会はビジネス交流計画全体をサポートしますが、経費支援対象は日台の共催により開催する商談会（商談時間制）、セミナー及びこれらに付随して行う展示会に関する経費となります。具体的な支出可能経費については、「日本台湾交流協会から支出可能な経費項目とその内訳」（別紙②）を御参照ください。

なお、日台産業協力架け橋プロジェクトでは、日台双方の団体・企業の連携強化に資するビジネス交流事業への支援を目的としていることから、地方物産展や観光イベント事業は支援対象外ですので御注意ください。

(1) 商談会（商談時間制のビジネスマッチング）の実施

日台企業を1対1の形式でマッチングし、かつ時間割を設定した商談会を実施する。

※ 時間割を設定しない自由商談形式は対象外です。

(2) セミナーの開催

台湾または日本で、日台のビジネス交流を推進するためのセミナーを開催する。

(3) 展示会への出展

商談会会場で展示会を同時開催する、または、商談会の開催時期に併せて国際展示会に出展する。

※. なお、展示会への出展のみの場合は支援の対象外です。

なお、支援対象となる事業の決定に際しては、台湾における需要を加味して決定します。とくに、五大産業イノベーション計画と循環型経済及び新南向政策（※）といった台湾が掲げる重点政策の趣旨に合致するような事業については、優先的に採用させていただきます。

（※）台湾は、「スマート機械」「グリーンエネルギー」「アジアシリコンバレー」「バイオテクノロジー」「航空・宇宙産業」の5つの産業分野に加え、「新農業」「循環型経済」の2分野について、今後、重点的にイノベーションの活性化を目指しており、これらの分野について日本や欧米との連携、協力を進めていく考えを表明しています。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）や南アジア諸国、オーストラリア及びニュージーランドなどの国々と地域交流や協力を推進する「新南向政策」を掲げており、今後、これらの国々と投資・貿易面での関係のみならず、文化、教育での多元的なパートナー関係の構築を目指しています。

【事業例】

環境（省エネなど）に関する技術を有する日本企業（中小企業を含む数社）を日本側実施団体に取りまとめ、台湾側実施団体（台湾の商工団体、業界団体等）と連携し日台企業間の経済交流プロジェクトを企画実施。効果的な商談へ繋げるため、台湾企業を対象としたセミナーを開催し、日本企業の技術及び製品に関する専門的知見からの講演と参加企業によるプレゼンテーションを行う。その後、日本の各企業が固定ブースにて順次対応する形式で、台湾企業との商談会を実施。

6 支援額

1件当たり150万円程度（予定）を上限とします。ただし、セミナーのみ開催の場合は、1件当たり100万円程度（予定）を上限とします。

なお、以下の点に御留意願います。

<留意点>

- （1）当該支援は、当協会が直接必要経費を支出するものであり、対象となる実施団体への直接補助ではありません。
- （2）「日本台湾交流協会から支出可能な経費項目とその内訳」（別紙②）の内容をよく把握し、申請書には必要と考えられる経費のみ精査した上で計上してください。
- （3）最終的な実施内容・支援額について、採択後に改めて実施団体と当協会との間で調整のうえ決定します。
- （4）採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更が生じ、当初計画の効果が見込めなくなった場合は、不採択となることがあります。計画変更等が必要な場合には、必ず事前に当協会に御相談ください。

- (5) 2017年度予算成立を前提とします。また確定予算額次第では、支援額および採択件数が増減となることもあります。

7 採択件数

8 件程度 (予定)

8 申請方法

(1) 受付期間

平成29年2月6日(月)から平成29年3月3日(金) 17時(必着)

(2) 提出物

応募者は、「(様式1) 申請書」と「(様式2) 計画書」、「応募者の全体像を示した組織図及び構成員リストが分かるパンフレット等」について、上記受付期間中に、各4部ずつ(各1部は原本とし、残り各3部はコピーでも構いません。)当協会に直接持参か郵送・宅配便等で御提出ください。

[注意事項]

FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。また、締め切りを過ぎての提出は、受け付けられません。郵送での提出の場合、郵便日数等の関係で、当該応募書類が上記受付期間中に当協会へ届かないこともありますので、日数に余裕を持って提出するようにしてください。

9 事業の審査方法

提出された事業計画書は、当協会内に設置する選定委員会で審査の上、台湾における需要(台湾が掲げる重点政策(五大産業イノベーション計画と循環型経済及び新南向政策)の趣旨に合致するような事業計画か否か)等も踏まえて採否を決定します。

なお、事業の申請内容は、次の視点から審査します。

(1) 企画の妥当性

- ア 趣旨の適合性(支援事業として趣旨が合致しているか)
- イ 事業の目的(日台のビジネス交流促進を目的としているか)
- ウ 事業の新規性(新規性の高い事業か)
- エ 実施計画の妥当性(スケジュールは適切か、また、内容が具体的かつ現実的か)

(2) 事業の効果

- ア 成果目標(事業の成果目標が具体的かつ適切に示されているか)
- イ 継続性(事業終了後も自主的な交流継続が期待できるか)
- ウ 波及効果(事業成果の波及効果が高い事業か)
- エ 台湾側機関等との連携(台湾市場への展開に向けて、台湾の関係機関・団体等と連携する具体的な計画があるか)

(3) 履行の確実性

- ア 実現可能性(確実に実施可能な事業か、年度内に事業が完了するか)
- イ 組織の実行体制の確保(十分な組織及び体制を確保しているか、参加企業の取りまとめ及び台湾側実施団体とのコミュニケーション能力等)

10 その他

- (1) 採択結果通知は平成29年3月下旬を予定しております。なお、採択結果につきましては、当協会のホームページでも採択された応募者名および事業名を公開しますので、あらかじめ御了承下さい。
- (2) 提出された申請書類等は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、審査終了後も返却いたしませんので御注意ください。
- (3) 事後フォローアップを実施し、当協会が行う成果把握のための調査等に関して必要な情報提供などに協力してください。
- (4) 採否の理由についてのお問合せには応じかねます。

11 問合せおよび提出先

公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部

担当：高橋、成田、角田

〒106-0032

東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7F

TEL 03-5573-2600 FAX 03-5573-2601

E-mail : kakehashi-k1@k1.koryu.or.jp

以上